

会 議 録

公開・一部公開・非公開		非公開 部 分 理 由			
市民生活部長	市民課長	課長補佐	係長	係	文書管理責任者
	税務課長	課長補佐	収税管理係長	係	保存期間 30（ ）・10・5・3・1・随
健康福祉部長	健康保健課長	課長補佐	健康増進係長	係	作成日 令和5年1月26日
				係	
				係	記録者所属 市民課 国保年金係
				、	職・氏名 主任 上出 歩 印

会議等の名称	令和4年度第2回東御市国民健康保険運営協議会	開催日時	令和5年1月25日（水） 午後7時00分～午後8時25分
		場 所	東御市役所本館2階 全員協議会室
主催者（事務局）	市民課国保年金係	司会者	岩下市民課長
出席者	依和一会長、早武良行副会長、塩崎和男委員、岩下恵美子委員、竹村洋子委員、酒井康弘委員、尾台芳孝委員、荒木和男委員 花岡利夫市長、小松信子市民生活部長、小林秀行健康福祉部長、寺田嘉彦健康保健課長、柳澤亮税務課長、岩下由美市民課長 柳沢真由美収税管理係長、岡田真平身体教育医学研究所長、笹井涼子主査、大塚しのぶ国保年金係長、佐藤綾香主査、上出 （傍聴者あり）		
欠席者	太田篤子委員		
議 題	（議題） ・ 委嘱書の交付 ・ 令和5年度国民健康保険税の税率改定について ・ 特定健診・特定保健指導等実施状況について ・ 答申 （配布資料） 別紙会議資料のとおり		
決定事項 <small>（要点を簡条書き）</small>	・ 荒木和男委員（任期 令和5年1月～）に委嘱書を交付 ・ 会議録署名委員 荒木和男委員、塩崎和男委員 ・ 令和5年度の東御市国民健康保険税率について、諮問のとおり答申された。		
次回への 検討事項	特になし		
次回開催	（日時） 令和5年10月以降		（場所） 未定
討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容等）	
委嘱書の交付		推薦団体の任期により東御市区長会の渡辺明一委員が退任され、後任として東御市区長会から推薦された荒木和男委員に委嘱書を交付。	
1 開会			
2 あいさつ	会長		
	市長		
3 自己紹介		市長は他の公務のため退席。	
4 審議事項		会長の指名により、会議録署名委員に荒木和男委員、塩崎和男委員が選出された。	

	議題「令和5年度国民健康保険税の税率改定について」
事務局	諮問書のとおり令和4年12月23日に市長より依会長へ諮問を行った。 税率改定の理由としては、県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一に向けた賦課方式は資産割を除いた3方式として いるが、東御市は現在4方式で賦課を行っており、将来的な保険税水準の統一に備え、資産割の段階的な縮小を図るため である。 諮問書の税率に至った理由は資料1をもとにご説明させていただく。
事務局	資料1について説明。
	質疑・応答
委員	(資料1 4頁目) ①そもそも国保税は医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合わせて算定されるということによいか。 (資料1 2頁目) ②基金を繰入れしているが、基金の状況と今後の見通しについてどのように考えているか。 (資料1 5頁目) ③国保税は増額となるという見込みだが、低所得者への対応はどうなっているか。
事務局	①その通り。なお、医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者に、介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者に賦課 される。 ②基金の適正額は過去3年間の保険給付費の5%とされており、東御市は約1億1千万円となる。令和4年度末の保有額見 込みは、3億4千万程の見込みとなる。令和7年度までに団塊の世代が後期高齢者に移行することや、令和9年度的全県標 準化、医療費の動向などを注視して、被保険者の急激な負担増にならないよう適切な財政運営をしたいと考えている。 ③国保税には所得等に応じて賦課となる所得割と資産割、一人あたりに賦課する均等割、世帯に賦課する平等割がある。均 等割と平等割については低所得世帯に対し、世帯所得によって7割・5割・2割の軽減措置がある。また所得の高い世帯に ついては、課税限度額があるため上限なく課税されることはない。
委員	(資料1 8頁目) ①令和4年度国保税のこれまでの収納状況と収納対策について教えていただきたい。 ②近隣市では国保税率を引き下げると報道があるが、東御市は増額改定予定であるのはどうか。 ③医療費抑制の取り組みについて、コロナ禍でどのように健診受診率を増やしていくのか。
事務局	①12月末の収納状況は現年度課税分で66.3%で、前年度同月の収納率と比べると0.9ポイント低い状況である。滞納繰越分 については、前年度同月比の1.1ポイント増となっている。引き続き納税相談や納税意識が低い方には差し押さえの実施な どにより、年度末には目標収納率を達成できるよう努めたい。また、令和5年度からは全国的に国保税の納付方法の拡大が 検討されている。納付書に印字される2次元コードにより市の指定金融機関以外の金融機関からも納付いただけるようになり 、クレジットカードやスマートフォンの決済アプリによる納付もできるようになるなど、多様化するライフスタイルに合 わせた納付方法をご用意しており、一定の納税効果が期待される。 ②報道があった近隣市は、資産割を廃止し1世帯当たりの平均で4,900円の引き下げとなる。なお、一人当たりの国保税額 は、東御市は比較的低い市である。また、ここで改定をしないと事業費納付金に対する乖離が多くなってしまいうため今回の 改定は増額とさせていただきたい。いずれにしても今後も近隣市の状況については注視してまいりたい。 ③令和3年度の特健健診受診率は、コロナ禍で大きく落ち込んだ令和2年度よりも増えて42.6%だった。引き続き、市民の 皆さまの健康維持と病気の早期発見、早期治療のため、感染対策も講じながら健診の受診率の向上に取り組んでまいりた い。なお、特健健診や特定健康指導の詳しい実施状況や、市民の皆さまの健康状況の分析結果につきましては、この後の報 告事項でご説明させていただきたい。
会長	市への答申については、諮問のとおり税率改定を適当とする方針でよろしいか。
	答申の方針について確認、異議なし。
会長	異議なしのため諮問のとおり、税率改定を適当とする方針で事務局で答申書（案）を作成する。 答申書（案）が用意できる間に、次の報告事項に入る。
5 報告事項	「特定健診・特定保健指導等実施状況について」
事務局	資料2について説明。
	質疑応答なし。
6 答申	報告事項終了、答申書（案）配布。
事務局	答申書（案）について説明。
	質疑応答なし。
会長	令和5年度国民健康保険税率に関する市からの諮問に対して、当協議会として、答申（案）のとおり回答してよいか。挙手 を求める。
	委員全員挙手により承認された。
	事務局で答申書を作成し、会長へ配布。
	市長出席
会長	答申書を読み上げ、市長へ伝達。
市長	あいさつ
7 その他	連絡事項なし
8 閉会	